

広報

なまか

2022. 6
No.197

※ まちのようす ※

人口	7,614 人
男性	3,635 人
女性	3,979 人
世帯数	3,739 戸

(令和4年4月末現在)

あじさい

今月の主な内容

- ・保健センターだより…………… P. 2～ 4
- ・那賀町議会からのお知らせ…………… P. 6～10
- ・那賀町ふるさと納税寄附金実績のお知らせ…………… P.10～11



マチを好きになるアプリ

- 那賀町ホームページ <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <http://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——
携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。





お忘れではありませんか？

大規模接種会場での接種時交通費補助金 およびPCR検査時交通費補助金について

那賀町の住民を対象に徳島県が実施している新型コロナウイルス感染症対策に係る「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」による無料PCR検査等を受けた方を対象に交通費の補助金を令和4年2月から交付しています。

また、新型コロナワクチンの接種を徳島県が開催する大規模接種会場で受けた方を対象にした交通費の補助金の交付も実施しています。

	PCR 検査時交通費補助金	大規模接種会場での接種時交通費補助金
対象者	①町内に住所を有していること。 ②令和4年1月5日以降に徳島県が実施している「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」によりPCR検査等を受けた方。 【重要】 ただし、次のPCR検査等に要する費用は、補助の対象となりません。 ○行政検査として実施されたPCR検査等 ○他の法令等による助成や給付を受けて実施されたPCR検査等 ○公的医療保険制度の適用により実施されたPCR検査等	①町内に住所を有し、徳島県が開催する新型コロナワクチン大規模接種会場での接種時交通費補助金交付申請書兼請求書 ②徳島県が開設する大規模接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種済証の写し ③町内に住所を有することを証明する書類の写し ④誓約書 ⑤振込先口座の通帳の写し など
必要な書類	①那賀町PCR検査時交通費補助金交付申請書兼請求書 ②無料PCR検査等に係る検査結果通知書の写し ③町内に住所を有することを証明する書類の写し ④誓約書 ⑤振込先口座の通帳の写し など	①新型コロナウイルス大規模接種会場での接種時交通費補助金交付申請書兼請求書 ②徳島県が開設する大規模接種会場での新型コロナウイルスワクチン接種済証の写し ③町内に住所を有することを証明する書類の写し ④誓約書 ⑤振込先口座の通帳の写し など
補助金額	補助金の額は、1回のPCR検査につき、次に掲げる金額が限度となります。 (共通) ・驚敷地区住民 2,000円 ・上那賀地区住民 4,000円 ・木頭地区住民 5,000円	補助金の額は、1回の新型コロナウイルスワクチン接種につき、次に掲げる金額が限度となります。 ・相生地区住民 3,000円 ・木沢地区住民 5,000円



※申請書等は町のホームページにも掲載しています。
※補助金の交付を受けようとする方は、上記の書類等を添えて、役場本庁、各支所、出張所、保健センターで申請をしてください。ただし、町税滞納等がある方等那賀町が定めた要綱により、交付できない場合もありますのでご了承ください。

お問い合わせ先 那賀町保健センター TEL 0884 - 62 - 3892



こんにちは
保健師です

今年も始まります、特定健診!!

40～74歳の那賀町国民健康保険の皆様、
6月末頃には特定健診受診券がお手元に届く予定です。
特定健診を受けると4つのいいことがあります。

1. 自分の血管がどんな状態（生活習慣病など）なのか予測することができます。
2. 身体測定・血圧測定・尿検査・心電図検査などが1,000円で受けられます。
3. 昨年度特定健診を受けられた方は無料です。
4. 町内の医療機関で受けると無料で「1日推定塩分摂取量」の検査ができます。※
※集団健診や町外医療機関で受ける場合は「1日推定塩分摂取量」検査の対象外となっています。

特定健診実施期間：
令和4年6月1日～
令和4年12月31日

*受診券の発送は6月末頃を予定しています。集団健診で特定健診を受診される場合は、お手元に特定健診受診券がなくても受診することができます。(受診された方の受診券と無料券は一括して健診センターに送付させていただきます。)

【特定健診受診場所】
○特定健診受診可能な町内医療機関 ～受診時の予約について～

医療機関名	電話	予約
わだ内科	0884 - 62 - 3311	必要
山本医院	0884 - 62 - 3577	必要
木沢診療所	0884 - 65 - 2409	必要
木頭診療所	0884 - 68 - 2102	必要
上那賀病院	0884 - 66 - 0211	なし
日野谷診療所	0884 - 62 - 0073	なし

※上那賀病院、日野谷診療所以外は受診時に予約が必要です。また、町外かかりつけ医に受診の際は、必ず電話でご確認いただき受診をお願いいたします。

お問い合わせ先 那賀町保健センター
TEL 0884 - 62 - 3892

○那賀町が実施する集団健診会場
○県内の特定健診実施医療機関

【持参する物】
○特定健診受診券 ○健康保険証
○自己負担金1,000円
(町内医療機関で受診する場合は無料券)
*無料券は対象の方に受診券と一緒に送ります。
*町外で受診される場合は、払い戻し請求をしていただければ後日払い戻しいたします。

放送大学 徳島学習センター 入学生募集のお知らせ

放送大学は、2022年10月入学生を募集しています。
10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で学んでいます。
心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター (TEL 088 - 602 - 0151) までご請求ください。
出願期間は、第1回が8月31日まで、第2回が9月13日まで。



議会からのお知らせ



令和4年4月委員会等の開催状況について

下記の日程で会議が開催されました。

日付	会議名	会議内容
4月14日	議会改革特別委員会	成人式アンケートの集計結果について
	全員協議会	理事者側からの報告事項について
		議会改革特別委員会報告事項について
		議会モニターの募集について
	その他	

～ 議会文書質問通告書と回答について ～

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和4年4月19日、柏木 岳議員から那賀町理事者宛に、那賀町議会基本条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月20日回答がありました。

質問内容、回答要約は次のとおりです。

質問事項	質問要旨
鶯敷地区に給油所を開設するに当たり、町内事業者への説明・運営委託者募集は丁寧に行われたか。	鶯敷地区に町長念願の給油所の開設が進められており、公設民営の委託先として特定事業者の名前が総務文教常任委員会で上がったが、受託者募集説明会は開かれないのか。複数の町内給油所経営者からその説明がないとの声が上がっている。指定管理にせよ公共施設の管理を民間委託する際には、公平な対応が欠かせない。早急に受託者募集説明会を開催する検討を行わなければ、指定管理者制度の公募によらない選定を用いることも、特定の事業者と結ぶそれ以外の随意契約を進めることも認められない。 これまでの事業者説明の経緯を含めた顛末を答えよ。

回答内容

現在、鶯敷地区で実施予定である令和4年度那賀町SS過疎地対策事業において関連事業費を本年度予算に計上しているが、当該予算の執行については、経済産業省(資源エネルギー庁)からのSS過疎地等における石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援に対する補助に関する要綱・要領等の発出がなされ、公設民営の形態(補助事業の事業主体が自治体となるのか事業者となるのか等の基本方針)が補助要綱・要領等に則しているのか等の内容を含めた確認作業を終えてからとなる。

したがって、これまで当該事業施行に付随する事務作業等を行っておらず、令和2年度に開催された那賀町SS過疎地対策協議会における那賀町SS過疎地対策計画の概要説明を除き、以降の事業内容の説明を町内事業者の方々へ実施するに至っていないのが現状である。

今後、当該事業に係る補助要綱・要領等が発出され確認作業を終えれば、那賀町SS過疎地対策協議会を開催し、事業実施・運営に際しての公設民営の可否を含めて協議を進めるとともに、町内事業者の方々への説明も併せて実施したいと考えている。

保健センターだより

新型コロナウイルス感染症対策室よりお知らせ

コールセンターの体制について

6月の火曜・水曜・木曜のコールセンターはお休みです。お問い合わせは保健センターまでお願いいたします。

参 考	【問い合わせ先：コールセンター】	【問い合わせ先：保健センター】
	・接種日時の確認 ・接種日時の変更・キャンセル ・予約票が発送されているか確認 (予約票には接種日が確定した内容を記載) ・キャンセル待ちの登録 TEL：0800-200-6631 (フリーダイヤル) 088-679-6122 (有料) ※IP電話ではフリーダイヤルに繋がりません 受付時間：9：00～17：00	・接種券一体型予診票の再発行 ・住民票が町外だが、那賀町内医療機関で接種するための申請 ・接種証明書の発行 (原則、済証の再発行は行いません) TEL：0884-62-3892 受付時間：平日8：30～17：15

4回目の接種について

4回目接種がきました。

- 【対象者】①60歳以上の3回目接種が完了している方【随時接種券を送付いたします】
②18歳～60歳未満の方で基礎疾患のある方及びコロナに罹った際に重症化する恐れがあると医師が認めた方【保健センター窓口にて個別に接種券発行申請をしていただきます】

【接種間隔】3回目接種した日より5か月

※3回目接種も引き続き行っておりますのでご予約まだの方はご連絡ください。

詳しくは 新型コロナウイルス感染症対策室まで TEL 0884 - 62 - 3892

令和4年度 徳島県農村健康管理センター 日帰り人間ドックのご案内

受診日	6月16日又は8月23日
受診会場	阿波市阿波町平川原北59-1 (送迎バスあり)
対象者	那賀町国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者
検査項目	特定健診(問診・身体計測・採血検査・尿検査・心電図等)・眼底検査・胸部X線検査・胃部X線検査又は胃カメラ検査・大腸がん検診・腹部超音波検査 ※子宮頸がん検診・乳がん検診の同時受診可能。
自己負担	22,310円(総費用：39,220円 うち町の助成：16,910円) ※特定健診は国保で昨年度受診された方、後期高齢者の方は無料。 ※胃カメラ検査・子宮頸がん検診・乳がん検診は別料金(町の助成あり)。
申込方法	徳島県農村健康管理センターへ電話にて申し込む。 TEL：0883-36-6611

町の助成がありますので、この機会に受診されますようご案内いたします!



その他ご不明な点等ありましたら、那賀町保健センター健康増進担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先 那賀町保健センター 健康増進担当 TEL 0884 - 62 - 3892

那賀町議会からお知らせ

令和4年3月定例会議 一般質問から

主な質問とこれに対する長や関係課等の答弁の要旨は次のとおりです。

一般質問をすぐに視聴したい方は、議会中継または議会後に放送される録画放送をご覧ください。



那賀町議会

ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gikai/>



古野 司 議員

風力発電に係るゾーニングについて

Q 以前那賀町内に計画されていた大規模風力発電事業は計画を断念したようだが、今後も新たな開発計画をされることもある可能性を考慮し、自治体において事前にゾーニングをすることによって地域の不要な心配を低減することができるのではないかと。坂口博文町長

A 那賀町は年間3千ミリを超す多雨地帯であり、地形も含めて災害リスクの高い地域である。そうした中で頂上への風力発電の適地エリアの検討には課題がある。全国的な事例については、橋本副町長から御答弁させていただきます。

橋本浩志副町長

A ゴーニングはモデル事業により全国的に実施されており、県内では鳴門市と阿南市が実施している。様々な調査、意見交換など労力は多大であり、町内での幾つかの計画に住民の方も反対しており、大規模風力発電はゾーニングを行っても事業化は難しいと思われる。

木粉の利用拡大について

Q 木粉工場が稼働を始めて長い年月が経つが、事前の計画に沿った生産、販売ができていないか。当初の目的、計画にこだわらず幅広い利用拡大を目指すことへの可能性。また現在計画を進めているチップ工場も同様に考えられるが、今後の展開について伺いたい。橋本浩志副町長

A 木粉工場は設立当初と比べSDGs、廃プラ問題など環境意識の高まりに伴い、現在では木粉需要多様化により様々な用途で販売し、売上げ拡大を図っている。県内需要を県内供給が下回っており、チップ工場においてもMDF（木質繊維ボード）向け、バイオマス発電向けにも足りない状況であり、その部分を補うこととしている。

国道195号線の長安口ダム周辺の改築促進について

Q 「かわまちづくり事業」が完成すれば長安口ダムは一般公開されるが、多くの観光客にぎわうと予想されるが、現状国道の幅員が狭く歩道も整備されていない中、「インスタ映え」の場所を探して歩行者が増えれば、土砂運搬の大型車両通行もあいまって重大な人身事故発生の可能性もある。県や国土交通省に改築促進を求める。

坂口博文町長

A 長安口ダム周辺の改良については、重要区間として国土交通省を含めて調査を進めていただくよう要望していく。

上田善浩建設課長

A 長安口ダム周辺の交通安全対策については、道路管理者である徳島県やダム管理者の国土交通省に要望したい。



田村 信幸 議員

コロナワクチン3回目接種状況及び接種上の懸案事項について

Q 65歳以上の高齢者向け3回目ワクチン接種が2月から開始され、第1・4週がファイザー、第2・3週がモデルナ接種とあるが、接種状況及び接種上の懸案事項は如何に。また5〜11歳の小児から64歳までの方への接種券発送見通しと、接種体制について伺いたい。

山脇孝彦新型コロナウイルス感染症対策室長

A 高齢者の接種率は59・6%、全体での接種率は31・7%である。

提案する。

佐々野嘉代すこやか子育て課長

A 地域子育て支援センターの利用のべ人数は年間令和元年度4千5百56名、令和2年度2千6百6名だった。情報交換の場所については保育士や子育て支援員がおり、交流の場を支援していくような環境が必要ではないかと考える。子育て世代のニーズに応じて検討していきたい。

那賀町にある公園の場所、数、規模、設置目的などについて

Q ゲートボール場等中高年の方がたくさんあるが、ママ友さんがフリーで情報交換できる場も必要と考える。現在虹の丘公園を整備されているが、いつ頃開園予定なのか。

佐々野嘉代すこやか子育て課長

A 虹の丘公園を始め口の公園等が老朽化の遊具撤去を終え、新規遊具設置も終了した。4月に公園内の道路等の修繕工事を行う予定であり、修繕工事が終わり次第、使用できる予定だ。那賀町にある看板の種類、数、設置場所、設置目的などについて

Q 那賀町にある看板の情報が古いと町外のお客様を混乱させてしまふと思われ。SNS等で「行政の



前田 貞好 議員

那賀町として、どのような農業振興政策を実施しているのか

Q 農業振興について、那賀町としてどのような農業振興政策を実施しているかお尋ねする。

後藤交峰農業振興課長

A 農業委員会による農地利用最適化の推進、耕作放棄地解消で認定農業者や新規就農者の育成支援、鳥獣の捕獲並びにジビエの加工施設などの支援、特産品を活用した地域活性化支援、ブランド品目への販売促進、後継者育成、各部会支援、経営所得安定対策や中山間地域直接支払制度を利用した農地の保全、農業生産基盤の整備と適切な管理を行っている。

那賀町地域子育て支援センターの利用状況（平成27年〜令和2年の利用人数等）を教えてください

Q 子育て家庭情報交換の場として必要であったり、「使いたい」という声も聞く。鍵や時間に関係なく使えるように小さな公園又は広場の整備を

今後住民の接種率がどうなるかななどの懸案事項がある。小児、9月末までに初回接種を終えている方に接種券は発送済みであり、今後も順次発送していく。小児の接種については県が受付を行い、接種調整をする。小児以外の方は町の設置するコールセンターで受付を行う。

坂口博文町長

A 徳島県町村会においても2月末に保育・教育現場での感染拡大防止に向けて、知事に対して緊急決議を提出したところである。学校・教育現場で感染すると拡大する恐れが非常に高いため、保護者の方々にはワクチン接種を早急に打っていただくよう進めている。

GIGAスクール環境整備事業をより実効性あるものとする、那賀町GIGAスクール環境活用事例報告会について

Q 児童1人1台タブレットを配備する国のGIGAスクール構想の実効性を高めるためには学校現場の取り組みが欠かせない。1月末オンラインで開催されたGIGAワーキンググループによる活用事例報告会での意義と成果について。また今後更なる活性化・定着化を図るためには何が必要か。

岡川雅裕教育長

A 全ての先生方に情報交換の場として活用できたこと、タブレットの利用価値の再確認ができたこと、そして問題点も明確にできたことが有意義であった。今後ICT学習支援員の配置により教員間の格差をなくし、報告会を継続したい。

上那賀病院の非正常な診療体制が3年になろうとしているが、今後の展望について

Q 「平成31年4月より看護師不足のため、平日の日中以外は外来を閉鎖します。」と上那賀病院入口に掲示されてから約3年が経過しているが、この間町当局始め関係機関が様々な対応をしてきたと思われる。町民への情報提供不足や現体制恒久化への不安に対し、これまでの経緯と今後の展望について伺いたい。

古富昭延上那賀病院事務長

A へき地医療を担う病院として看護師の経験値も上げ、医療安全の質の向上も図り、できるだけ早い時期に休日若しくは時間外の受付を徐々に再開していければと考えている。

坂口博文町長

A 夜間の救急体制には、医師数・看護師数の確保が課題であるが、現体制でできる限りの対応をしていくことで理解をしていただきたい。

作った物が間違っている」と言われないうち、2年に1回リニューアルされては如何か。

幾田博行にぎわい推進課長

A にぎわい推進課所管分は、ほぼ観光看板である。合併後設置した看板は把握できているが、旧町村で設置した看板は把握できていない。「なかなかなかいいいなか」の看板は中のパネルだけリニューアルできないか今後検討したいと思う。

教育委員会が管理する史跡等の看板数、設置場所、老朽化した看板の維持管理などについて

Q 5町村が設置したと考えられる史跡等の看板が老朽化している状況が非常に目立っているが、今後どのように更新していくのか。那賀町にある文化的・歴史的遺産を「見える化」し、那賀町の魅力を町内外の皆様が知っていただけるような努力を期待する。

福多士郎教育次長

A 国や県による指定のほか町独自指定の文化財は合わせて75件ほどあるが、文化財は貴重な町の歴史的・文化的資源であるので、後世に引継ぐためにもしっかりと保存活用を図ってまいりたいと考えている。

那賀町在住者の定住支援について

Q 那賀町住民の方々へ現在町が行っている定住支援を教えてください。また公共住宅において単身家族向けがあるが、各世帯における世代や家族構成並びに居住年数を把握されているのか。

三好俊明まち・ひと・しごと戦略課長

A 在住者への定住支援策は0歳から18歳までの医療費助成を始めとして各分野で実施している。現在町内の居住先については不足しており、それを解消するために住宅建設用地の造成、空き家等の掘り起こしなどを実施している。

武田卓土住民課長

A 町営住宅入居者の世代、家族構成、居住年数の把握について、入居者には住民票を入居する住宅に移動してもらい、その住民票謄本を提出してもらっているのを把握している。

坂口博文町長

A 定住するための住宅確保の補助制度は、国や県及び町の制度も紹介させていただいているが、配偶者の関係や教育関係・職場の関係で町外に住居を構えている方。強制はできないが、今後対応策を検討していきたい。



野口 穂 議員

パワハラについて

Q 那賀町では職員のハラスメントの基準はあるが、これらに対する職員全体の認知度はどれくらいか。またそれらの対策について伺いたい。

坂口博文町長

A 御指摘の対応策については、1月早々に改めて職員のハラスメント防止と処分規定を通知したところである。御指摘の事案については双方理解の上解決しており、現在は職務に協力して着実に実行している。

監査結果について

Q 過去の地籍調査に関する監査の主眼及び第19号第5号の適用に関する疑問点等について

梶田正憲代表監査委員

A 国土調査法の第19条第5項で圃場整備地は地籍調査に活用すると指導されており、新たに測量する設計・契約により税金の無駄遣いをした点。そして竣工検査の際に契約通り施工されていない工事成果を指摘せず受取検査の承認をしたこと。また工事施



柏木 岳 議員

ふる里留学制度を活かすのは「スーパードキュメント」の存在が欠かせない

Q 教育委員会から「ふる里留学制度」という議案が出されたが、このような素晴らしい制度を活用しアピールしていく営業の「スーパードキュメント」を行政に置き、人口減少を食い止めていただきたい。また営業成果を加えた目標数値を示してほしい。

福多士郎教育次長

A コロナ禍のため、営業に回ることもよりもSNSを活用したり、移住定住サイトへ情報提供するなど全国的に広く周知していきたいと考えている。目標数値としては令和10年度までに20名の留学生を見込んでいるが、児童生徒数の減少を食い止めるために今後も努力をしていきたい。

「隠れ教育費」の効率化を図る

Q 児童が入学する際、授業料以外に制服、ヘルメット、リコーダー、裁縫セット等個々に買う学用品という「隠れ教育費」に多額の費用が掛

工に際し業務分掌に曖昧な点があったことや、報告・連絡・相談の不足が見られたことである。

幾田博行にぎわい推進課長

A 雄4地区は国土調査法の第19条第5項指定で、地籍調査の対象外となる。基準点から点検測量を行い、その誤差が国土調査法施工令に定められた誤差の許容範囲内である確認が必要。誤差が許容範囲外でも、町独自に第19条第5項指定地を地籍調査はできない。根拠書類等を作成し、国・県と協議後、認められた場合のみ地籍調査ができることと理解している。



高木 健多 議員

町住民宅付近の倒木の恐れがある危険木の伐採について

Q 町内での危険木伐採依頼が増えてきているが山林所有者の負担が大きく、またそれが原因で依頼がしにくいといった例も聞く。そういった住民の不安に何とか町の方でも対策を立てていただきたい。

かるため、学校で再利用するなど軽減の対策を求める。

福多士郎教育次長

A 学用品の中には個人的に利用されている方もおり、学校の備品とするには不適切なものも多いと考えている。保護者負担軽減のために、これまでの軽減措置以外に適用できるものがないか検討してみたい。

町長肝心の政策「早く道筋を示す」について

Q 数年前から町長が高齢者のゴミ出し対策を打ち出すことを宣言し、残り1年の任期の中でできる案を伺いたい。また自治体によって違うゴミ袋代の受益者負担、氏名記載の必要性について説明をお願いする。

北谷楨文環境課長

A 高齢者のゴミ出し軽減となる容器等を検討するとともに対応できるものを報告したいと考えている。指定ゴミ袋の負担はゴミの処理費だけでなくゴミの減量化も目的としており、皆様に御理解いただけるよう広報等でお知らせしたいと考えている。

坂口博文町長

A 容器等を含めて検討しているが、クリンセンターの耐用年数をできるだけ長期に維持できるようにゴミの分別は行っていたらいい。料金については財政担当と協議し、検討したい。(袋に無記名で出すことも含めて)

蔭野祥文林業振興課長

A 倒木被害から住民の生命財産を守るという目的であるので、現在補助対象が危険木と住宅の所有者が同一でないこととなっているが、低所得者であれば同一でも可能にするかなど、補助率の引上げ等を含めて検討したい。

人手不足と後継者問題について

Q 町内の林業従事者、土木建築業界、商店、飲食業界、その他人手不足、後継者問題が深刻であり、今後町内の日常生活に影響が出てくるが、対策をお聞かせ願う。

三好俊明まち・ひと・しごと戦略課長

A 人手不足及び事業承継対策として、平成25年度より農業を始めとする町内各産業で地域おこし協力隊を募集している。また移住相談の際にも事業承継の御紹介が可能となる取組みも実施していきたい。

坂口博文町長

A 人口減少の中、人手不足の問題は農業・林業はもちろん支障が出ている。後継者に支援金での対応もしているが、一番の問題は単身者の住宅確保であり、早急に対応すべきと考えている。

「道の駅わじぎ」は道の駅なのか、その成果について

Q 「道の駅わじぎ」の運営について、今後うどんな以外にもプラスアルファのステップを考えていただきたい。

上田善浩建設課長

A コロナウイルス感染拡大の影響もあるが、関係機関と情報共有を図り、交通情報と併せて那賀町の魅力ある情報を効率的に発信する手段について考えたい。

坂口博文町長

A 県との繋がりもあり、その点で管理関係のことについても十分協議、検討していきたい。



新居 敏弘 議員

合併処理浄化槽への転換の促進について

Q 昨年3月議会で「合併浄化槽への転換の場合、配管工事に補助を」との質問に対し「検討したい」とのことだったが、検討結果を伺いたい。また新聞報道で県が合併浄化槽への転換の際に宅内配管・補助制度を来年度

創設することのだが、どういった内容か詳しい説明をお願いする。

北谷楨文環境課長

A 合併浄化槽の宅内配管の補助制度については他市町村の動向も勘案し、現行補助制度の見直しも検討し、今後の課題として考えている。県が来年度から創設するとされる宅内配管の補助制度は、現行の単独槽からの転換に汲取槽からの転換も対象とするもので、対応を検討している。何と

坂口博文町長

A 宅内配管についての補助だが、担当からお示ししたとおり県補助と併せて対応していきたい。また宅内配管の範囲については十分検討して対応していきたい。

空地等の適正な管理に関する条例の創設について

Q 空地等の不適正管理による雑草の繁茂に対し、付近住民が迷惑を被っている。他町村では空地等の適正な管理に関する条例が創設されているが、那賀町でも条例創設の考えはないか。

峯田繁廣副町長

A 管理の不十分な空き地については、付近住民等の依頼があれば個々の事情により対応している。他の自治体で制定されて

いる条例の多くは所有者等へ助言や指導などに留まる場合が大半であり、本町で同様の条例を制定しても実効性は低いと考えている。当面は現在のようにケースバイケースで対応していきたい。

看護師・介護士・保育士等の処遇改善について

Q コロナ禍で頑張っているケア労働者の賃金が低すぎる。町長の所信表明で看護師・介護士・保育士を含め特に会計年度任用職員の処遇改善に取組むとのことだが、具体的な賃金の引上げ額等を伺いたい。また国の事務連絡の中での取り組み事例で「放課後児童支援員及び補助員」とあるが、那賀町の放課後子どもクラブ指導員も対象にすべきと思うが、如何か。

葛木幸男総務課長

A 会計年度任用職員の賃金については昨年と比較して総額で千八百二十二万九千円増額することとなり、フルタイムとパートタイムで勤務体系の違いはあるが、5〜9%弱の引上げとなっている。放課後子供クラブ指導員についても会計年度任用職員の基本賃金を元に算定しているため、引上げることになる。

令和3年度 那賀町ふるさと納税寄附金実績報告

ふるさと納税とは自治体に寄附することで、税の控除が受けられる制度です。ふるさと納税をする自治体は故郷に限らず自由に選ぶことができます。この制度を活用したふるさと納税で那賀町にも全国各地から多数のご寄附を賜りました。感謝の気持ちとともに、本町への寄附件数及び寄附金額をご報告させていただきます。

寄附件数 4,120件 寄附金額 93,737,000円

寄附者様より頂いたメッセージ(抜粋)

- * 若い人や労働生産世帯が共働きでも活躍できる、住みたいと思える環境を是非整えてください。
- * 子供のころ夏休みの度に訪れた大好きな町です。いつまでも豊かな自然景観が失われないように願っています。
- * 四国出身ですが、帰省するたびに、森や田畑がなくなっていくことに危機感を感じています。自然環境(森林)の保全に役立てていただくようお願いいたします。
- * 地元の特産品を応援しています。頑張ってください。
- * 木頭、木沢をはじめ四季美谷やみじ川などの温泉、癒される町だと思います。また行きます。応援しています。

この他にもたくさんの応援やメッセージを頂いております。寄附者さまより頂きましたご寄附は那賀町のまちづくりの貴重な財産として様々な分野で活用させていただきます。

令和3年度ふるさと納税寄附金使途報告

木頭ゆず振興事業 (900,000円)

木頭ゆず振興事業として、ゆず試験園作業用車両を購入しました。町営ゆず園内での草刈り作業、ゆず収穫や、出荷先への配送などに使用しています。また、鳥獣害対策事業やふるさと学習でのゆず収穫などにも使用しました。今後も様々な場面での運用が期待されます。



農業生産物苗代及び種代補助事業 (1,000,000円)

町内の自己所有地において、対象農業生産物を生産している農業生産者に対し、苗代及び種代にかかる費用の一部を補助しました。農業生産者の負担を軽減し、農業生産の安定と維持発展が期待されます。



ドローン利活用推進事業 (1,500,000円)

業務でのドローン利活用を促進するため、住民を対象としたドローン操縦講習費用を負担しました。講習修了者には、技能資格認定証が付与されます。今後、「空撮」「測量」「農業」「災害支援」など幅広い分野でドローンオペレーターとして、活躍が期待されます。



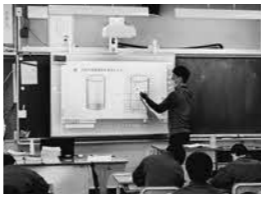
ふるさとシェアオフィス備品購入事業 (1,500,000円)

ふるさとシェアオフィス(旧桜谷小学校)備品購入事業にかかる費用の一部を負担しました。コロナ禍での新しい働き方としてテレワークの導入やオフィスの分散化等を検討する企業を呼び込み、地域経済の活性化を図ります。



那賀町小中学校電子黒板購入事業 (6,000,000円)

教育現場のICT化に伴い、町内小中学校の一部にプロジェクター型の電子黒板を設置しました。この電子黒板は先生や子どもたちの端末から直接映像を受けることができ、発表等で非常に活躍しています。また今までの電子黒板よりも大きい画面で先生の授業を受けられ、1人1台端末の活用も相まって高度な授業が展開できています。



幼児・学童インフルエンザ予防接種助成事業 (900,000円)

子ども・子育て支援の政策として、季節性インフルエンザ罹患とまん延予防を目的とし1歳以上19歳未満の町民が行う任意接種に対する費用の一部を負担しました。学校等での蔓延防止、大学受験や就職試験を控えたお子様まで対象を拡大しました。

アイヴィレッジ販売促進事業 (700,000円)

アイヴィレッジ分譲地の販売促進事業にかかる費用の一部を負担しました。無料で配布される徳島県内を対象とする月刊の情報誌に分譲地の記事を掲載したことにより、より多くの方に見てもらうことで、認知度アップに繋がりがり問い合わせが増加しました。引き続き、販売促進に努めます。

文化財保存活用事業 (1,000,000円)

名勝「鷲敷ライン」が持つ、激流、巨岩、奇岩等の自然環境および公園内にある文化遺産「氷柱観音」の歴史的、民俗学的な価値が損なわれないよう保存を図るとともに、本町を代表する観光資源として有効活用することが可能となるよう、長期的な視点に立った保存活用の指針となることを目的として計画を策定しました。この計画を策定することにより明確な保存活用方策が示され、関係機関を含めた当該文化財の管理体制が整いました。

鮎・アメゴ稚魚放流事業委託業務 (5,000,000円)

鮎・アメゴ稚魚放流事業委託業務にかかる費用の一部を負担しました。那賀町内の河川に、鮎・アメゴ・ウナギの稚魚を放流し、地域住民の伝統漁法継承と水産業の振興を図ることを目的としています。

ふるさと納税返礼品提供事業者募集

那賀町では、ふるさと納税制度を通じて寄附を頂きました寄附者に対し感謝の気持ちとして町内産の特産品、宿泊券などをお礼の品として贈呈しています。寄附の促進と地元特産品のPRや販売促進及び地元産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者への返礼品として贈呈する商品やサービスをご提供頂ける企業または個人事業者を随時募集しております。

問い合わせ先 那賀町役場 まち・ひと・しごと戦略課 TEL 0884-62-1184



国民年金の手続き **種別変更**はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続きをすることが必要です。届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続きは早急に済ませましょう。

■国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。

- 第1号被保険者……自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）
- 第2号被保険者……会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
- 第3号被保険者……会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者



■種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別が変わる事由	変更後の種別	届け出先
第1号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第2号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
	配偶者が就職して、被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第2号	転職して自営業になった（被扶養配偶者も第1号被保険者になります）	第1号	市町村役場
	会社を退職して自営業者の配偶者になった	第1号	市町村役場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第3号	配偶者の勤務先
第3号	配偶者が会社を退職した	第1号	市町村役場
	会社員の配偶者と離婚した	第1号	市町村役場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第1号	市町村役場
	配偶者が65歳になった	第1号	市町村役場
	配偶者が亡くなった	第1号	市町村役場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第2号	勤務先
	配偶者が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第3号	配偶者の勤務先

学生の皆さん！「学生納付特例制度」をご存知ですか？

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。しかし、国民年金保険料を納めることが困難な学生には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料に納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校（知事の認可を受けている学校で修業年限が1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が128万円以下であるとき。

■手続き

在学証明（原本）または学生証の写し、個人番号カードもしくは基礎年金番号通知書（年金手帳）をお持ちになり、住民登録をしている市町村役場国民年金担当窓口で申請してください。（毎年申請が必要です。）申請時点の2年1ヶ月前の月分まで遡ることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故にあった場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

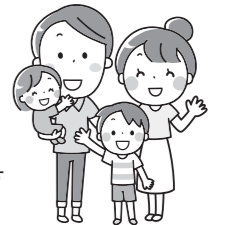
～ 児童手当等を受給中のみなさま～ 児童手当の手続きが変わります！

児童手当の受給者の方には、毎年6月に『現況届』をご提出いただいておりますが、国の制度改正に伴い、本年度より**現況届の提出は原則不要**となりました。ただし、下記に該当する方は、届け出が必要となります。受給者のみなさまには、ご案内の文書を送付いたしますので、内容をご確認ください。児童と別居している方を除き、養育の状況に変更がなければ、届け出の必要はありません。

◇1～5に該当する方は、現況届の提出が必要ですので、期日までに必ずご提出ください。

※下記に該当する方で、案内文書が届いていない場合は、ご連絡ください。

1. 那賀町に住民票がない児童（別居児童）を養育されている方
2. 転職、失業等により健康保険証を変更したが、まだ届け出ていない方
3. 離婚協議中で配偶者と別居されている方
4. 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方
5. その他、那賀町から提出の案内があった方及び養育状況に変更があった方



✿ 提出先

那賀町役場すこやか子育て課及び各支所

✿ 提出期日

令和4年6月30日(木)まで

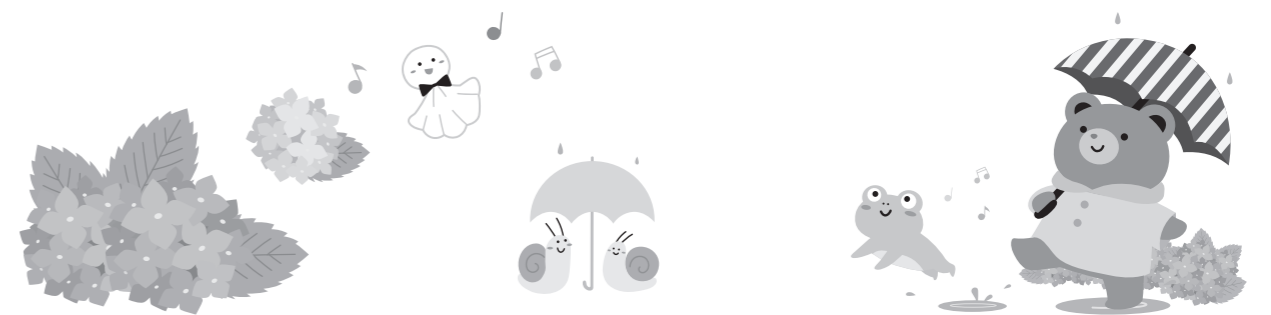
また、令和4年10月支給分より新たに所得上限額が設けられます。令和3年の所得が、所得上限額を超えた場合、特例給付も支給されません。

例) 扶養対象：児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合

所得制限額（従来どおり）		所得上限額（新設）	
これ以上だと…		これ以上だと…	
児童ひとりにつき月5,000円支給（特例給付）		支給なし（特例給付対象外）	
所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
736万円	960万円	972万円	1,200万円

※ 扶養人数によって所得制限額及び所得上限額は異なります。

〈お問い合わせ〉 那賀町役場すこやか子育て課 児童手当担当 TEL 0884-62-1150



協成隊丹生商通信

鶯敷地区 藤園（吉田）洋

2019年4月から、地域おこし協力隊に就任しました藤園（旧姓・吉田）洋と申します。今回は活動中に私が確立した、簡易かつ高品質な鹿革なめしの方法を紹介します。

1. 切り出し

シカの皮を剥ぐ際には、皮を引っ張りながら、皮と筋膜の間に刃物を入れ、できるだけ皮と筋肉に刃物をあてないようにします。マダニ媒介感染症（SFTS）から作業員の安全を確保するとともに、衛生的な鹿肉を生産するためにも、必ず手袋をして作業しましょう。

2. 洗浄

大きめの容器に水と中性洗剤をいれ、水が汚れなくなるまで手もみ洗いを繰り返し行います。この工程でも、作業員の安全を確保するために、必ず手袋をして作業しましょう。

3. 脱脂

皮から脂肪や肉片を取り除きます。やわらかい革に仕立てるには、しっかり脂肪や肉片を除去する必要があります。

除去には、高圧洗浄機を使います。皮の肉面を上を広げ、そこに高圧の水をかけると、皮から脂肪や肉片が取れていきます。さらに、水だけでは取れにくい筋膜などは、手で千切りながら作業すると、より効率的にできます。

注意すべき点は、作業をする場所です。脂肪や肉片が、広範囲に飛び散りますので、周囲に何も無い場所で行うことをお勧めします。

4. ミョウバンなめし

まずなめし液（水1Lに対して、生ミョウバン25g、塩40gの割合で溶かした液）を、生皮の重量の約4倍用意します。次に、肉面を下にして皮をなめし液に入れ、皮が全て沈むように重しを乗せます。4～7日間、毎日液をかきまぜ、漬け込みます。

5. 乾燥

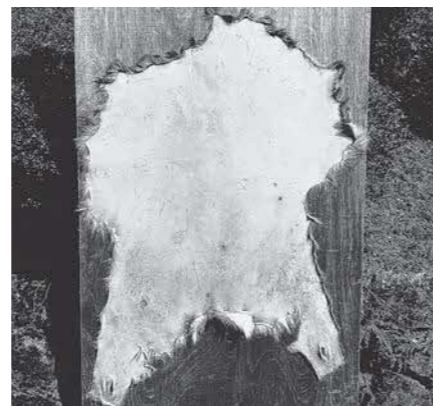
皮はできるだけ引き延ばした状態で、皮の縁の全域に2重になるぐらい、大量にガンタッカー（建築用ホッチキス）の針を打ちます。皮は風通しのよい日陰で、乾かします。乾燥が進むと、大量に針を打ちこんでいても、針が抜けていきます。こまめに皮の状態を見て、針が抜けたら、すぐに皮を引っ張りながら再び針を打ちこみます。

6. 加脂

毛皮が半乾きのときに布などで、加脂材（ヒマシ油15g、中性洗剤10gを良くかきまぜてドロドロにし、水50ccを加えて混ぜて作ります。）を肉面にまんべんなく摩り込みます。

7. 仕上げ

皮が乾燥したら、肉面を軽石かサンドペーパーでこすって仕上げます。



町営住宅の入居者を募集いたします

募集期間

第1回目 令和4年6月13日(月)～令和4年6月24日(金)
第2回目 令和4年7月11日(月)～令和4年7月22日(金)※

※募集住宅のうち第1回目の募集で入居者が決定しなかった住宅について、第2回目の募集を行います。

【募集団地】

■特賃小仁宇団地
特定賃貸住宅 ※所得基準有り

鶯敷地区



床面積 77.05㎡
間取り ①2LDK ②3LDK
募集戸数 2戸

所在地：小仁宇字大坪121番地
構造等：準耐火構造2階建/平成6年建築
住宅使用料等：①31,000円(月額)/敷金:93,000円 ②36,000円(月額)/敷金:108,000円
共益費：団地内管理費有り
設備等：ガス給湯器・CATV・簡易水道・集落排水

■土佐団地

地域優良賃貸住宅 ※所得基準有り

鶯敷地区



床面積 70.00㎡
間取り ①2LDK ②3DK
募集戸数 2戸 ※①②各1戸

所在地：土佐字南町157番地
構造等：準耐火構造/平成22年建築
住宅使用料等：44,500円(月額)/敷金:133,500円
共益費：共益費有り 500円
設備等：オール電化・CATV・簡易水道・集落排水

■下原若者住宅団地
若者住宅

相生地区



床面積 51.40㎡
間取り 2DK
募集戸数 1戸

所在地：横石字向原7番地2
構造等：木造平屋建/平成1年建築
住宅使用料等：12,000円/敷金:36,000円
共益費：団地内管理費有り
設備等：電気温水器・CATV・簡易水道・集落排水

《注意事項》

- ・申込者多数の場合は抽選となります。
- ・申込後、入居までに関係書類を提出し、諸条件を満たすことが必要となります。詳しくは最寄りの窓口へお問い合わせください。
- ・募集終了後も長期空き家住戸につきましては、引き続き先着順で募集いたします。

【町営住宅共通入居資格】

各住宅の種類ごとに定める住宅条例の入居基準に該当する者であって、概ね次に掲げる資格を有する者。

- ・現に同居し、又は同居しようとする親族（事実婚、婚約中を含む。）があること。
- ・町内在住者もしくは入居決定後直ちに那賀町の住民となる方。
- ・町税及び公共料金の滞納が無い方。
- ・その他各住宅の種類毎に定める資格を有する者

【所得基準】

＜特定賃貸住宅・地域優良賃貸住宅＞

入居者全員の月額所得（諸控除後）が158,000円以上487,000円以下の方。

※詳しくは右記「申込・問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

※他にも（上那賀地区・木頭地区・木沢地区）空き住宅がございます。詳しくは地区申込先へお問い合わせください。

申込み方法

1. 申込

- 役場本庁・支所で申込用紙を受け取り、上記申込期間内に、必要事項を記載の上、下記添付書類と共に提出ください。

2. 添付書類

- ①入居者全員の住民票
- ②入居者全員の直近の所得額の分かる書類（所得証明書又は直近の源泉徴収票の写し等）
- ③納税証明書（町外からの入居の方は納税証明書を添付してください。）

申込・問い合わせ窓口

- 那賀町役場住民課（鶯敷地区）
TEL 0884-62-1194
- 那賀町役場相生支所（相生地区）
TEL 0884-62-1111
- 那賀町役場上那賀支所
TEL 0884-66-0111
- 那賀町役場木沢支所
TEL 0884-65-2111
- 那賀町役場木頭支所
TEL 0884-68-2311



JICA海外協力隊 募集

～ 世界もあなたも、可能性に満ちている ～

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、下記の要領で「JICA海外協力隊」の2022年春募集を行います。

世界約70カ国、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、約120職種の仕事が今必要とされています。

あなたの技術・経験を開発途上国で活かしてみませんか？

現地の人々と協働しながら、人づくり、国づくりに協力します。

なお、2019年春募集よりボランティア制度が大きく変更されていますので、詳しくはウェブ上でご確認ください。



1. 募集期間 2022年5月20日(金)～6月30日(木) 日本時間 正午締切
※原則ウェブ応募となります。

2. 応募資格 生年月日が、1952年7月2日から2003年1月2日までの日本国籍を持つ方

■詳しくはJICA海外協力隊ウェブサイトを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/volunteer/>

■問合せ先

JICA海外協力隊募集事務局 TEL 045-410-8922 (平日10:00～12:00、13:00～19:00)

JICA四国 TEL 087-821-8825 (平日9:30～17:30)

墓地・納骨堂について

「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」の規定により、許可を受けずに墓地等を造成したり、許可を受けていない墓地・届出をされていない墓地への納骨は、法律違反となります。ご注意ください!!

★墓地等を新たに設置する場合（墓地等の経営許可）について

那賀町において、自分の土地であっても、新たに墓地等の設置や、墓地等区域を拡張する場合等は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」及び、「墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等事務処理要領（平成19年3月23日訓令第1号）」により、那賀町長の許可を受けなければなりません。

許可を受けることができるのは、宗教法人等です。個人の方は原則として、許可を受けることはできません。

★お骨を別のお墓等へ移動（改葬）する場合について

改葬とは、現在あるお墓を別の場所に移動することです。その場合、改葬許可が必要です。

- 改葬許可申請書（現在の墓地管理者の証明必要）
- 改葬先の受入証明書（墓地、納骨堂を使用できる証明）
- 返信用の封筒及び切手

詳しくは、那賀町役場住民課（TEL 0884-62-1194）又は各支所地域振興室にお問い合わせください。

R4年度 防災士資格取得のご案内

令和4年度

「地域防災推進員養成研修」 の受講者募集について

本研修は特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した防災士研修となっており、カリキュラムの修了者は、同機構が実施する「防災士資格取得試験」の受験資格が得られます。

受講を希望される方は、**申込書**（役場に設置）に必要事項をご記入の上、**令和4年6月28日(火)まで**に役場防災課又は各支所防災担当までご提出下さい。

(1) 開催日 **令和4年11月13日(日)、19日(土)、26日(土)、27日(日)**
(4日間の研修を全て受講していただきます。)

※日程は暫定のため、今後変更されることがあります。

(2) 時間 9:30～17:10（最終日は17:30まで）

(3) 内容 徳島県地域防災推進員養成研修（短期講座）

(4) 受講会場 次の2つの会場のうちいずれかの会場で受講

徳島会場：徳島大学教養教育5号館301教室・302/303教室
(徳島市南常三島町1丁目1番地)

南部会場：徳島県南部総合県民局美波庁舎（海部郡美波町奥河内字弁才天17番地1）

※ただし**最終日の11月27日(日)は試験実施のため、徳島会場**で受講して下さい。

(5) 定員 徳島会場：100名程度（市町村推薦のみ）

南部会場：30名程度（ // ）

※申込み多数の場合は受講できない場合があります。

(6) 参加費 ・受講料無料・教本(テキスト)代 3,500円・防災士資格取得試験受験料 3,000円
・防災士認定登録料 5,000円（合格者には、これらの参加費を町から補助します）

※交通費は各自ご負担下さい。

(7) 対象者 4日間の研修を全て受講できる方で、次の要件を満たす方

- ① 那賀町の住民である方
- ② 地域の防災活動に行政と協働して取り組む意欲のある方
- ③ 町税等の滞納がない方

※まずは防災課にご相談下さい。

(8) 申込期限 **令和4年6月28日(火)まで**に役場防災課又は各支所に申込書をご提出ください。

[お問い合わせ先] 那賀町防災課（TEL 0884-62-1183）

(9) 補助制度 那賀町では、防災士の資格取得後、本町が実施する防災に関する施策及び自主防災組織等で活動する意志がある方で、防災士資格を取得された方に対し、参加費の11,500円を補助いたします。



那賀交番からのお知らせ

令和4年6月

警察官・職員募集



徳島県警察



徳島県警察官募集2022

警察官B

【高等学校卒業程度】

●第1次試験日

令和4年10月16日

●受付期間

// 8月4日～8月25日

●試験案内 申込書配布開始日

// 7月1日

お問合せ

徳島県警察本部警務部人事係
TEL 088-621-2953

生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

「生活経済事犯」とは…

利殖勧誘事犯や悪質な訪問販売、ヤミ金など、国民生活の安全・安心を脅かす事犯であり、表向きは爽やかな営業マンや正規の会社を装っていても、裏では暴力団が関与しているケースもあります。

注意事項

- 「必ず儲かる」などという甘い誘いは信用しないで下さい。
- 訪問販売業者が来て勧誘を受けても、その場で契約せず、まずは家族や知人に相談するようにしましょう。

被害に遭ったかも知れないと思った時は…

- 最寄りの警察署や消費者センターに相談して下さい。
- 電話の着信履歴、契約書、名刺、パンフレットなどは重要な証拠ですので安易に消去や廃棄はせず、保管しておいて下さい。



労働保険に関するお知らせ

令和4年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は

6月1日(水)～7月11日(月)です

管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします
年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますのでご活用ください。



年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚労省ホームページでもご覧いただけます。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ダメ。ゼッタイ。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

現在、薬物乱用者の低年齢化や、危険ドラッグ使用者による犯罪の多発など、薬物乱用問題は深刻化しています。

特に近年は、大麻による検挙者が急増しています。令和2年には大麻の検挙者数は過去最高の5,260人となり、そのうち約66%が30歳未満の若者でした。なかでも急増しているのが、20歳未満の若者です。その原因の一つとして、インターネット等に氾濫している「大麻は身体への悪影響がない」などの誤った情報が挙げられます。大麻は、学習能力の低下や運動失調、やる気の低下などをもたらします。間違った情報に流されず、正しい知識で判断することが重要です。

また、薬物乱用は使用した本人だけでなく、周りの人の生活にも大きく影響します。1回でも「ダメ。ゼッタイ。」という意識を強く持ち、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境をつくっていきましょう。

徳島県薬物乱用防止阿南地区協議会では、地域に根差した広報・啓発活動を行っています。皆さまのご協力をお願いします。

お問い合わせ

徳島県薬物乱用防止阿南地区協議会
事務局（阿南保健所生活衛生担当）
TEL 0884-28-9870

ヘイトスピーチ、
許さない。

STOP! HATE SPEECH

特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動を見聞きしたことはありませんか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。



詳しくは法務省HPへ▶ http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない

検索

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

鷺敷・中野島 (合同チーム) 準優勝 令和4年度 パレーボール見能林大会

令和4年5月3日に阿南サンアリーナで開催された、令和4年度見能林大会において、鷺敷・中野島 (合同チーム) がC・Dゾーンで準優勝しました。試合結果については、次のとおりです。

試合結果 C・Dゾーン

1回戦 2 対 0 明神 準決勝 2 対 0 学島
2回戦 1 対 1 穴喰 決勝 0 対 2 見能林

部員募集! 練習時間 火曜日、木曜日 18:30~20:30
土曜日 9:00~11:00
練習場所 鷺敷小学校体育館



第32回 那賀町グラウンド・ゴルフ大会の結果

第32回那賀町グラウンド・ゴルフ大会 (主催 那賀町グラウンド・ゴルフ協会) が令和4年4月28日(木)、那賀町相生森林グラウンドに於いて開催されました。当日は、絶好のスポーツ日和となり、新緑に囲まれ、整備の行き届いたグラウンドで個人戦3ゲームが行われました。

この大会は、数年前から、町議会議員もゲームに参加し、会員との交流を図っており、この日は連記かよ子議長をはじめ計8名の町議会議員と会員162名計170名でホールインワンをめざして、笑顔のあふれる大会となりました。上位入賞者は右記のとおりです。

※那賀町グラウンド・ゴルフ協会では、近年会員の減少が著しく、新規加入者を募集しております。会員になりますと年2回 (春・秋) 開催の那賀町GG大会参加資格が得られ、毎回ゲームの後にラッキー抽選などのお楽しみもあります。まだグラウンド・ゴルフに入門されていない方は、まずは単位クラブに加入して、ホールインワンの快感を味わってみませんか。

健康づくり、生きがいづくり、仲間づくりの生涯スポーツ、グラウンド・ゴルフに是非ご加入ください。

	所属	氏名	合計打数	ホールノ数
優勝	鷺敷 G・Gクラブ	西東治基	50打	3
準優勝	龍南 G・Gクラブ	寒川幸代	54打	3
第3位	木頭 G・G協会	上野文子	55打	3

県立南部テクノスクール受講生募集!

訓練科	介護実務者・同行援護研修科	内容	介護実務者研修課程修了
定員	14名 (応募状況により、訓練が中止となることがあります。)		
対象	離転職者等で、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた人		
訓練期間	令和4年7月28日(木)~令和5年1月27日(金) (原則、土・日・祝日・お盆8月13日~8月15日・年末年始12月29日~1月3日は休校日)		
訓練時間	9:15~16:40		
訓練場所	阿南建設会館 (阿南市富岡町西池田6-1)		
受講料	無料 ※テキスト代税込22,440円程度は自己負担		
申込期間	令和4年6月8日(水)~7月7日(木)	申込先	居住地を管轄する公共職業安定所へ

お問い合わせは、公共職業安定所または南部テクノスクール TEL 0884-26-0250 へ

火災救助救急は119番

通報は、おちついて ゆっくりはっきりと

那賀町消防署だより

那賀町消防署 TEL 0884-62-1119
那賀町消防署上流出張所 TEL 0884-67-0625

6月号



危険物安全週間が始まります 危

6月5日(日)から11日(土)までは“危険物安全週間”です。

家庭や職場での危険物取扱、保管方法に対する意識の高揚推進が目的です。危険物の例として、ガソリン・軽油・灯油といった液体燃料、身近にあるものとして、マニキュア・除光液・消毒用アルコール・高濃度アルコール飲料など引火性液体ですべて危険物となります。

これら危険物は暮らしに欠かせない物となっておりますが、取扱いを間違えると非常に危険です。下記の特徴に注意しましょう。

引火性液体の特徴

- 火災の発生や拡大する危険性が大きい
- 水を使用した消火ができない (困難)
- 火花や静電気などで着火してしまう
- これらから発生する可燃性ガスは、低い所にたまりやすい

今年の危険物安全週間推進標語は、

一連の 確かな所作で 無災害

今一度、安全に使用できているか、安全に保管できているか確認をお願いします。

救命の連鎖

危険物 (ガソリンや灯油など) から出火! あなたならどうしますか?

それぞれの引火点 (燃えるための最低温度) はガソリンが-43℃以下、軽油は50~70℃、灯油は40~60℃となっていて、特にガソリンはマッチやライターで簡単に着火してしまいます。万が一出火した場合、水による消火はほぼ不可能です。

必ず消火器を使用して消火しましょう!



消防クイズ

消火器の使用方法で間違っているのはどれ? 間違いは1つです。

- ①…紙はもちろん油や灯油の消火にも使用できる
- ②…電気製品 (家電など) の消火にも使用できる
- ③…消火器の中身は水が入っている

答えは広報なか7月号で発表します。

先月号の答えは、① (消防車両の赤色は炎を連想させ警戒心を強めるため) でした。所説ありますが、現在は法律で決められています。

お知らせ

新型コロナウイルスの影響で、屋外で活動をされている方が増加しています。予測できない事故や怪我、道迷いに備えた準備 (応急手当品やGPSなど) を心掛けましょう!



全ての住宅に設置が義務付けられています。家族を守る 住宅用火災警報器

那賀町総合型地域スポーツクラブ 令和4年度会員募集中

那賀よしクラブ

那賀よしクラブでは、令和4年度の会員を募集しています。
会員になると、クラブで実施している各教室やイベントに会員料金で参加していただけます。
また、会員が集まってB&G体育館を使用する時は施設使用料が無料になります。

年会費：1,200円+スポーツ安全保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,200円)

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策として】

- ・家を出る前に検温していただき、平熱を超える発熱がある場合や体調がすぐれない場合は参加を控えてください。
- ・運動時以外はマスクを着用し、咳エチケットをお守りください。
- ・各自でタオルやハンカチをご持参いただき、入室前後には手洗いや手指消毒をお願いします。
- ・換気のため、ドアや窓を開けての実施となります。ご了承ください。
- ・他の参加者との間隔を広く取り、会話はできるだけ最小限にしてください。

6・7月のスポーツ教室

全教室初回無料体験実施中!

場所：鷲敷 B&G 海洋センター体育館

教室名	開催時間	教室名	開催時間
こども体操教室 (毎週火曜日) (第1・3週は小学校低学年 第2・4週は幼児です)	午後6時15分 ～7時15分	キッズダンス教室 (毎月第1・3土曜日)	第1土曜 午後6時～7時(小学2年生以下) 午後7時～8時(小学3年生以上) 第3土曜 午後7時～8時(全年齢対象)
歪み改善!ポールほぐし (毎月第1・3火曜日)	午前10時 ～11時	体幹バランス★ポール&ヨガ (毎月第1・3火曜日)	午後7時30分～8時30分
ココロとカラダ、すっきりヨガ (毎週木曜日)	午前10時 ～11時	オヤスミまへのリラックスヨガ (毎週木曜日)	午後7時30分～8時30分
気軽に運動教室《ナカスポ》 (毎月第1・3火曜日、毎週木曜日)	午前10時 ～11時	エアロビクス (毎月第2・4土曜日)	午後8時～9時

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ】那賀よしクラブ事務局(那賀町鷲敷 B&G 体育館内)
TEL 0884-62-1300 FAX 0884-62-1573

第18回 四国高等学校カヌー選手権大会

日程：令和4年6月18日(土)・19日(日)
場所：川口ダム湖

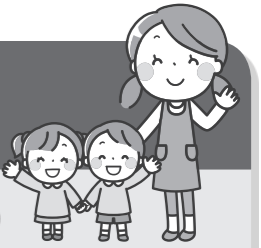
※とくしま・なかカヌーセンターへの進入路から、関係者以外の立ち入りは禁止とさせていただきます。

ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

日付	競技内容
6月18日(土)	午後競技開始(予選・準決勝)
6月19日(日)	9時ごろ競技開始、正午頃まで(決勝)

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：月曜日～金曜日(9:00～17:00) TEL 0884-64-1220



2022年6月16日～7月15日までのプログラム(予定)

にち	げつようび	かようび	すいようび	もくようび	きんようび	ど
	★2022年4月の利用者数 185名			6/16 パネルシアターを 楽しもう♪	17 自由に遊ぼう	18
19	20 木育広場で あそぼう♪ 10:30～12:00	21 自由に遊ぼう	22 自由に遊ぼう	23 自由に遊ぼう	24 6月生まれのお友だち お誕生日おめでとう♪	25
26	27 自由に遊ぼう	28 七夕の製作 (申込締切:6/14)	29 自由に遊ぼう	30 七夕の製作 (申込締切:6/14)	7/1 自由に遊ぼう	2
3	4 英語であそぼう 10:30～	5 自由に遊ぼう	6 自由に遊ぼう	7 ペープサートを 楽しもう♪	8 ベビーヨガ& キッズヨガ 10:30～	9
10	11 自由に遊ぼう	12 保健師さんによる 身体測定・育児相 談・管理栄養士さ んの栄養相談	13 絵本の読み聞かせ (お話玉手箱さん) 10:30～	14 自由に遊ぼう	15 自由に遊ぼう	

6月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪

6月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をします。6月13日(月)までに当センターまでお知らせ下さい。お待ちしております♪



七夕の製作 6月28日(火)・30日(木)は七夕の製作をします。申し込みをして下さい。※申し込み多数の場合は人数を制限させていただきますのでご了承ください。

土曜日開放のお知らせ

月1回程度、不定期に土曜日開放を実施します。日時等詳しくは、当センターへお問い合わせ下さい。

プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(プログラムは午前中に行っています。)不明な点がありましたら那賀町地域子育て支援センターまでお問い合わせ下さい。

各こども園の 子育て支援日について

- ★あいおいこども園
(火・木曜日の9:00～12:00)
- ★ひらだにこども園
(木曜日の9:00～12:00)
- ★きとうこども園
(水曜日の9:00～12:00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園)
(水曜日の9:00～12:00)

※前週の金曜日までに予約をして下さい。
予約是那賀町地域子育て支援センター
TEL 0884-64-1220
※出張ひろばのみ予約が必要です。

相生森林美術館だより

春の企画展

ふかざわこうこ 深沢紅子展 ー野の花によせてー

6月12日(日)まで

休館日：毎週月曜日
入館料：一般(高校生以上)550円、
中学生以下無料



展示会場

相生森林美術館では春の企画展として、大正から昭和にかけて日本の女性洋画家の先駆者のひとりとして活躍した深沢紅子（明治36年岩手県出身～平成5年没）の作品展を好評開催中です。
野の花々を描いた水彩画を中心に、油彩で描かれた女性像や静物画などの作品の数々を、この機会にどうぞご覧ください。

■次回展覧会

館蔵品展 ー木の彫刻と木版画ー
6月18日(土)～7月10日(日)

西村繁男 絵本原画展
7月16日(土)～9月11日(日)

■休館日のお知らせ

展示替えのため6月14日(火)～17日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

■新型コロナウイルスの状況によって展覧会期、各種行事を中止または延期することがあります。最新の情報はホームページ等でご確認ください。

※お問い合わせは・・・ 相生森林美術館 (TEL 0884-62-1117) まで

衛生センターからのお知らせです

令和4年6月の 汚泥発酵肥料引渡について



【お問い合わせ先】

那賀町衛生センター
TEL 0884-66-0710
IP電話 050-8805-8500
那賀町環境課 TEL 62-1192

汚泥発酵肥料の当選者への引渡についてのお知らせです

年間10袋以内の希望者への引き渡しは6月と12月に各5袋ずつを引き渡しすることとなっておりますのでお知らせいたします。令和3年から令和5年の申し込み当選者への引き渡しになりますので、新規受付及び毎月引き渡しの方へのお引き渡しはいたしませんので、ご了承ください。

引渡時間：平日8時30分から12時、13時から16時50分までとなっております。

また、土日祝祭日はお引き渡しできません。 ※時間確認をしてお越しください。

町内業者請負状況 (建設工事)

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。
(お問い合わせ先) 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120

契約日	工事名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
R4. 4.14	令和4年度 町単独相生小学校プールサイド改修工事	延野	4,565,000	(有)橋本土建
4.18	令和4年度 町単独仁宇地区排水路工事	仁宇	23,980,000	八田建設(株)
5. 9	令和4年度 町単独北川診療所・木頭診療所レントゲン室内装クロス張替工事	木頭北川・木頭和無田	1,169,300	(有)岩崎建設

木頭図書館だより



新着本を紹介します

※一部だけご紹介します。

■絵本・児童書など

- ・おじいちゃんとパン たな
- ・はっきよい畑場所 かがくいひろし
- ・ダンボール イミョンハ
- ・動物会議
- ・エーリヒ・ケストナー／ヴァルター・トリーア
- ・ノラネコぐんだん アイスのくに 工藤ノリ子
- ・宇宙人とみつける仕事図鑑 リクルートエージェンツ
- ・かみはこんなにくちゃくちゃだけど ヨシタケシンスケ

※ご利用くださいませ※

木頭図書館 蔵書 検索

インターネットで木頭図書館の蔵書を検索することができます。

また、木頭図書館にない本でも、徳島県立図書館などで蔵書があれば取り寄せることも可能ですのでお気軽にお問い合わせください。

■小説・実用書

- ・端午のとうふ ー江戸人情短編傑作選ー
- ・拝啓、おふくろ 山本 一力
- ・香君 上・下 道上 洋三
- ・物語ウクライナの歴史 黒川 祐次
- ・エンド・オブ・ライフ 佐々 涼子
- ・死んだらおしまい、ではなかった 大島 祥明
- ・うちのやさしいかいじゅうごはんレシピ あまこようこ
- ・プリズンサークル 坂上 香
- ・アダム・スミスの夕食を作ったのは誰か？
ーこれからの経済と女性の話ー
- ・戦争と科学者 カトリーン・マルサル
- ・グッド・アンセスター ーわたしたちは「よき祖先」になれるかー ローマン・クルツナリック

* イベント情報・最新情報は Facebook、Instagram、Twitter で発信しています。
【木頭図書館】で検索してください。



木頭図書館ではおはなし会のほかに読書会、リズム体操教室、おやこ英会話教室など、コロナ感染対策を行いながら小規模なイベントを行っております。公共図書館は本の貸し借りだけでなく、地域のコミュニケーションの場としての役割もあります。

これからも住民のみなさんのご要望をお聞きしながら、情報、知識、人が交わる場としての図書館サービスを提供していきたいと思ひます。

元気な
まちづくりの
役に立ちたいな



図書館熊のクマじろうのつぶやき

【郷土資料寄贈のお願い】 木頭図書館では郷土資料を保存しておりますが、閲覧や紙の劣化などにより状態が悪くなってきています。特に以下の郷土資料につきまして寄贈していただけるとたいへんありがたいです。(保存状態のよいものに限りさせていただきます) 相生町誌(昭和48年発行) / 木頭村誌(昭和36年発行)

■木頭図書館

TEL 0884-68-2226
IP 050-8800-6011
FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日・第3月曜日
【開館時間】10:30～18:00(土曜は17:00まで)
※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

■鷲敷図書室

TEL・FAX 0884-63-0117
IP(鷲敷地区のみ)
63-0117

【休室日】月曜・火曜
【開室時間】9:00～12:00、13:00～16:00
※木頭図書館の本も貸出できます。

今年のイベントは実施できそうか？

はい、ですが有観客にするかどうかを現在検討中です！

もし、無人でやるとなれば、オンライン配信とか？

ええ、それでも出演者やスタッフは集合する必要があります、対策は必要です…

なるほど…

じゃあ、出演者をVRアバターにして町の風景をバックにしたVR動画を配信すれば、いいんじゃない？

出演者やスタッフの集合リスクもなく、人件費も要らずDX推進にマッチしたイベントとして一石二鳥！

VR何となく、余計な経費がかかるんじゃないか？

木沢・木頭地区のみなさんへ

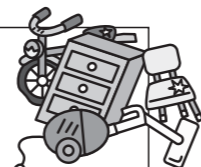
7月の大型ゴミの受付は6月末までです！

木沢・木頭地区の大型ゴミ収集は7月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。

- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります（詳しくは窓口または環境課へおたずねください）。
- ・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
- ・直接のお持ち込みについては那賀町クリーンセンター（TEL 0884-64-0754 IP 050-8800-2037）へご連絡ください。

【問い合わせ先】 那賀町役場環境課 TEL 0884-62-1192



木材市況

《相生共販所》
(令和4年5月18日開催)
第649回市

●売上数量
2,076㎡
(565,191才)

樹種	長さ	径級	平均単価	樹種	長さ	径級	平均単価
杉	3m	～11	200円/本	桧	3m	～11	200円/本
		12～13	7,000円/㎡			12～13	7,000円/㎡
		14～16	16,000円/㎡			14～16	22,000円/㎡
		18～22	16,000円/㎡			18～22	18,500円/㎡
	4m	～8	300円/本		4m	～8	300円/本
		9～13	9,000円/㎡			9～13	10,000円/㎡
		14～16	14,000円/㎡			14～16	23,000円/㎡
		18～32	18,500円/㎡			18～22	22,000円/㎡

6月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
6月16日(木) 10時～12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
6月22日(木) 10時～12時	相生老人福祉センター	中田 昌一 委員
6月17日(金) 13時半～15時半	上 那 賀 支 所	新居 貢 委員
6月 9日(木) 9時～12時	木沢総合防災センター	猪岡朱美子 委員

※新型コロナウイルスの影響により相談所を中止する場合があります。
中止の場合はケーブルテレビにて周知いたします。

6月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日 6月1日(水) 10:00～12:00

相談場所 地域交流センター、相生老人福祉センター、ひまわりは人権の花です。
上那賀支所、木沢支所、木頭支所

相談を希望される方は前日までに住民課（TEL 0884-62-1194）までご連絡ください。



川口エネ・ミュージー便り



こんにちは。エネ・ソータとミュージー・ソータです。
川口ダムのあじさいが咲きはじめたら、今年もライトアップをする予定だよ。
お散歩がてら見に来てね！

■「ダムフォトコンテスト2021 作品展」

2021年度「那賀町ダムフォトコンテスト」の応募作品を展示。
開催日：6月1日(水)～30日(木) ※休館日を除く
時間：9:30～16:30



観覧料 無料

■工作教室「あじさいしおり」

あじさいの押し花を使って、オリジナルしおりを作ろう。
開催日：6月4日(土)～26日(日)の土日
時間：9:30～16:30 ※先着順に1組ずつ行います。
※予約不要 製作時間5分程度。1人1枚まで。

材料費 無料



お問い合わせは… 川口ダム自然エネルギーミュージアム

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) TEL 0884-62-2209 (FAX兼用)
開館時間 9:30～16:30 URL https://www.kre-museum.jp/

入館料 無料

6月1日は、「人権擁護委員の日」

人権とは、私たちが人間らしく生きるための権利であり、人種や民族、性別などの違いにかかわらず、全ての人に共通して備わっている権利です。
那賀町では、特設人権相談所を毎月開設しています。いじめ、嫌がらせ、インターネット上での誹謗・中傷等人権に関する問題でお困りの場合はお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

【南阿波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業

秘密は 厳守 いたします

女性のための生き方なんでも相談

プロの女性カウンセラー

相談日

【面接相談・電話相談】 (徳島市在住) による相談です

第1・第3・第5火曜日	午後1時から午後5時まで
第2・第4火曜日	午後1時から午後4時まで
第2・第4金曜日	午後1時から午後4時まで

【オンライン相談】

第3土曜日	午後1時から午後3時まで
-------	--------------



場 所 阿南市役所5階 相談室 TEL 0884-22-0361

相談時間は1回50分です。相談料は無料です。面接相談・電話相談ともに予約が必要です。

短歌 (水の花)

咲き誇る桜花見上げる公園に
鶯の声援奏となる
橘本 イチエ

校庭の春待ちわびた大銀杏
新緑となり青空に映え
橘本 イチエ

短歌 (流域)

ささやかな一人旅行も今にして
黄金色にぞ包まれてある
大 沢 善 和

真昼時猿が抱えているかぼちゃ
子への愛見て許す気になる
岡 ミヤノ

子も孫も三代使いし算盤の
裏に亡父の記しし吾の名
井 上 京 子

春風に乗りて漕ぎ行く一輪車
鳥のごとくに子は手を広げ
亀 島 賀陽子

川柳 (あいおい川柳会)

国のため散った若者いとおしい
東 村 恵美子

文庫本の戦国武士に恋をして
平 田 ふみ子

連続でドラマ見るより眠気勝ち
溝 口 百 合

連呼して用足す夫がいとおしい
武 田 重 子

列乱し肩たたかれた五年生
青 木 サツキ

★ 徳島県指定無形民俗文化財 ★

特定非営利活動法人

那賀町吹筒煙火保存会



平成 25 年に設立されました特定非営利活動法人那賀町吹筒煙火保存会が、令和4年4月15日に小松島市の『立江八幡宮煙火保存会』並びに美波町の特定非営利活動法人『赤松煙火保存会』とともに徳島県の無形民俗文化財に指定されました。



改名し、平成 25 年に特定非営利活動法人那賀町吹筒煙火保存会が設立されました。

永年にわたりカウントダウン花火や競技大会、各地のお祭り等で多くの人を感動させており、その功績が評価され、令和3年3月11日に文化庁長官から【地域文化功労者表彰】を受けられております。

那賀町の吹筒花火の歴史は古く、江戸後期天保年間まで遡るとも言われています。

徳島県の無形民俗文化財に指定されたことを契機に、これからもこの技術が受け継がれていくことが期待されております。

保存会の歴史としては昭和 31 年に丹生谷煙火同好会が発足。その後、平成 7 年には相生町吹筒煙火保存会が発足し、平成 23 年に中山吹筒煙火保存会と合併。那賀町吹筒煙火保存会に

この度の県指定、誠にありがとうございます。



「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」を締結しました



左から、那賀町長 坂口博文、佐川急便株式会社四国支店長 山下修二様

令和4年4月6日に「災害時における支援物資及び配送等に関する協定」を佐川急便株式会社と締結しました。これにより、災害発生時における支援物資の受入や被災者に迅速に物資を配送するための体制が強化されました。

■協定内容
災害時における物資の受入及び配送並びに必要な人員及び機材の提供の協力

妊娠届の受付と母子手帳の交付は、保健センターで行っています。

お電話もしくは予約 QR コードでご予約ください。
(注意) 役場・各支所では受付・交付できません。
妊娠から子育てのご相談については、「那賀町子育て世代包括支援センター（保健センター内）」へお気軽にお問い合わせください。

【予約・お問い合わせ先】
那賀町子育て世代包括支援センター
(保健センター内)
(TEL) 0884 - 62 - 3892
(所在地) 那賀町大久保字大西3-2



妊娠届予約 QRコード

那賀町
子育てネット



那賀町の子育ての情報は「那賀町子育てネット」で検索
～妊娠・出産・子育て～